## (外交防衛委員会)

日 本 玉  $\mathcal{O}$ 自 衛 隊 کے ア メ IJ 力 合 衆 玉 軍 隊 と  $\mathcal{O}$ 間 12 お け る 後 方 支 援、 物 品 又 は 役 務  $\mathcal{O}$ 相 互  $\mathcal{O}$ 提 供 に

関 す る 日 本 玉 政 府 とア メ IJ 力 合 衆 国 政 府 と  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 協 定  $\mathcal{O}$ 締 結 に 0 1 て 承 認 を 求 8 る  $\mathcal{O}$ 件 第 百

九 + = 口 国 会 閣 条 第二 号) 衆 議 院 送 付 要 旨

ک  $\mathcal{O}$ 協 定 は、 <del>\_</del> 五. 年 平 成二十 七 年) 九 月、 我 が 玉 及 び 玉 際 社 会  $\mathcal{O}$ 平 和 及 び 安 全  $\mathcal{O}$ 確 保 に 資 す る た 8

 $\mathcal{O}$ 自 衛 隊 法 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 法 律 等 が 成 立 L たこと を受 け て、 同 法 に 基 づ < 物 品 又 は 役 務  $\mathcal{O}$ 提 供 に 0 1 7

ŧ, 九 九 六 年 平 成 八 年 に 締 結 L た 日 本 玉  $\mathcal{O}$ 自 衛 隊 と ア メ IJ 力 合 衆 玉 軍 隊 لح  $\mathcal{O}$ 間 に お け る 後 方 支 援 物

品 又 は 役 務  $\mathcal{O}$ 相 互.  $\mathcal{O}$ 提 供 に 関 す る 日 本 玉 政 府 と T メ IJ 力 合 衆 玉 政 府 と  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 協 定 以 下  $\neg$ 現 行 協 定 لح

う。 に 定 8 る 決 済 手 続 等  $\mathcal{O}$ 枠 組 4 を 適 用 L ようとす る t 0 で あ ŋ 現 行 協 定 に 代 わ る 新 た な 協 定 とし てニ

 $\bigcirc$ 六 年 平 成二十 八 年) 九 月 二 + 六 日 に 東 京 で 署 名 さ れ た ŧ  $\mathcal{O}$ で あ る。  $\mathcal{O}$ 協 定 は、 前 文、 本 文 十 二 :: 筃 条

及 び 末 文 か 5 成 り、 そ 0) 主 な 内 容 は 次  $\mathcal{O}$ と お り で あ る。

 $\mathcal{O}$ 協 定 に 基 づ V て 提 供 さ れ る 後 方 支 援、 物 品 又 は 役 務 は 食 料 水、 宿 泊 輸 送 (空 輸 を 含 む

燃 料 油 脂 潤 滑 油 被 服 通 信 業 務、 衛 生 業 務 基 地 活 動 支 援 (基 地 活 動 支 援 に 付 随 す る 建 設 を 含

港 11 む 7 • 港 は 湾 付 業 保 表 務 管 1 及 業 に 75 務 弾 お 11 薬 施 7  $\mathcal{O}$ 設 定 各  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 区 利 る。 分 用 に ま 係 訓 た、 る 練 t 業 後 0 務 方 لح 支 L 部 援 品 そ 物 れ 構 ぞ 品 成 又 れ 品 は  $\mathcal{O}$ 役 区 修 務 分 理  $\mathcal{O}$ 12 • 提 係 整 供 る 備 後 に 業 は 方 務 支 自 援 校 衛 正 物 隊 業 に 品 務 ょ 又 を る は 含 武 役 器 務 む  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 提 例 供 に 又 9 空

当 援 事 1 物 ず 玉 政 品 れ 府 又 カコ は は 役 方 そ 務  $\mathcal{O}$ 当  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 権 提 事 限 供 玉  $\mathcal{O}$ を 政 範 他 府 进 方 が 内  $\mathcal{O}$ で 当 自 事 衛 要 玉 隊 請 政 及 さ 府 び れ に 合 た 忟 衆 後 L 玉 方 7 軍 支 ک 隊 援  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 協 双 物 定 方 品 に  $\mathcal{O}$ 又 基 参 は づ 加 役 11 を 務 て 得 を 要 て 提 請 行 供 す わ す る n る 場 る ک 合 訓 لح に 練 が  $\mathcal{O}$ は で た き 当 8 る。 該  $\mathcal{O}$ 他 後 方 方  $\mathcal{O}$ 支

は

合

衆

玉

軍

隊

に

ょ

る

武

器

シ

ス

テ

 $\Delta$ 

 $\mathcal{O}$ 

提

供

を

含

ま

な

11

三、 権 提 安 限 供 全 1 ず  $\mathcal{O}$ を 活 範 他 動 れ 井 方 若 か 内  $\mathcal{O}$ L 当 < 方 で 事 は  $\mathcal{O}$ 要 当 玉 人 請 渞 政 事 さ 府 的 玉 n 12 な 政 た 対 玉 府 後 際 L が 方 て 救 支 援 自 援  $\mathcal{O}$ 活 衛 協 動 隊 物 若 定 又 品 12 は L 又 基 < 大 は づ 規 は 役 模 11 合 務 7 な 衆 を 要 災 玉 提 請 害 軍 供 す に 隊 す る 係 が る 場 る 行 合 活 う لح 12 動 玉 が は  $\mathcal{O}$ 際 で た 連 き 当 合 8 る 該 平  $\mathcal{O}$ 他 後 和 方 方 維 支 持  $\mathcal{O}$ 当 援 活 事 動 玉 物 政 묘 玉 府 際 又 は は 連 役 携 そ 平 務  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 和

安 全 7 保 ず 障 れ 条 か 約  $\mathcal{O}$ 方 目  $\mathcal{O}$ 的 当  $\mathcal{O}$ 事 達 玉 成 政 に 府 寄 が 与 す 重 る 要 影 ŧ  $\mathcal{O}$ 響 又 事 は 態 そ に  $\mathcal{O}$ 際 他 L  $\mathcal{O}$ 7 玉 自 際 衛 連 隊 合 又 憲 は 章 合  $\mathcal{O}$ 衆 目 玉 軍 的  $\mathcal{O}$ 隊 達 が 成 行 う に 活 寄 与 動 す で る あ ŧ 0 て  $\mathcal{O}$ 0 た 日 8 米

兀

該  $\mathcal{O}$ 他 後 方 方  $\mathcal{O}$ 支 当 援 事 物 玉 政 品 府 又 は は 役 そ 務  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 提 権 供 限  $\mathcal{O}$ を 範 他 井 方 内  $\mathcal{O}$ で、 当 事 要 玉 請 政 2 府 れ に た 対 後 L 方 て 支 援  $\mathcal{O}$ 協 物 定 品 に 基 又 づ は 役 1 務 て を 要 提 請 供 す る す ることが 場 合 12 は で 当 き

る。

 $\mathcal{O}$ 

提

供

を

他

方

 $\mathcal{O}$ 

当

事

玉

政

府

に

対

L

て

ک

 $\mathcal{O}$ 

協

定

に

基

づ

11

7

要

請

す

る

場

合

に

は

当

該

他

方

 $\mathcal{O}$ 

当

事

玉

政

府

は

そ

1

武

力

攻

擊

事

態

又

は

武

力

攻

撃

予

測

事

態

に

際

L

て、

日

本

玉

に

対

す

る

武

力

攻

撃

を

排

除

す

る

た

8

に

必

要

な

活

動

五. 1 ず れ か 方  $\mathcal{O}$ 当 事 玉 政 府 が 自 衛 隊 又 は 合 衆 玉 軍 隊 が 行 Š 次  $\mathcal{O}$ 活 動 0 た  $\Diamond$ 0 後 方 支 援 物 品 又 は 役 務

 $\mathcal{O}$ 権 限  $\mathcal{O}$ 範 用 内 で、 要 請 さ れ た 後 方 支 援 物 品 又 は 役 務 を 提 供 す るこ لح が で き る。

2 存 立 危 機 事 態 に 際 L て、 日 本 玉 لح 密 接 な 関 係 に あ る 玉 に 対 す る 武 力 攻 擊 で あ 0 て、 れ に ょ り 日 本 玉

 $\mathcal{O}$ 存 <u>\f</u> が 脅 か さ れ 日 本 玉 民  $\mathcal{O}$ 生 命 自 由 及 び 幸 福 追 求  $\mathcal{O}$ 権 利 が 根 底 カン 5 覆 さ れ る 明 白 な 危 険 が あ る

 $\mathcal{O}$ を 排 除 す る た  $\Diamond$ に 必 要 な 活 動

六、 1 ず れ カ 方 社  $\mathcal{O}$ 当 事 玉 政 府 が か 5 五 に 掲 げ る 活 動 以 外  $\mathcal{O}$ 活 動 的 で あ 0 て、 玉 際  $\mathcal{O}$ 平 和 及 び 安 全 12 隊 寄 が 行 与

す

る

た

8

 $\mathcal{O}$ 

玉

際

会

 $\mathcal{O}$ 

努

力

 $\mathcal{O}$ 

促

進

大

規

模

災

害

 $\sim$ 

 $\mathcal{O}$ 

対

処

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

 $\mathcal{O}$ 

目

 $\mathcal{O}$ 

た

8

に

自

衛

隊

又

は

合

衆

玉

軍

う t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 後 方 支 援 物 品 又 は 役 務  $\mathcal{O}$ 提 供 を 他 方  $\mathcal{O}$ 当 事 玉 政 府 に 対 L てこ  $\mathcal{O}$ 協 定 に 基 づ 1 7 要 請 す る

場 合 に は 当 該 他 方  $\mathcal{O}$ 当 事 玉 政 府 は、 そ  $\mathcal{O}$ 権 限  $\mathcal{O}$ 範 囲 内 で、 要 請 さ れ た 後 方 支 援、 物 品 又 は 役 務 を 提 供 す

ることができる。

七、こ  $\mathcal{O}$ 協 定 に 基 づ < 物 品 役 務 提 供 12 係 る 決 済  $\mathcal{O}$ 手 続 等 に 0 1 て 定 8 る。 ま た 償 還 さ れ る 後 方 支 援 物 品

又 は 役 務  $\mathcal{O}$ 価 格 は  $\mathcal{O}$ 協 定 に 基 づ 1 7 締 結 さ れ る 手 続 取 極 に 定 8 る 関 連 規 定 に 基 づ 11 て 決 定 さ れ る。

八、 提 供 さ れ る 後 方 支 援 物 品 又 は 役 務 に 0 11 て は 提 供 側 政 府  $\mathcal{O}$ 書 面 に ょ る 事 前  $\mathcal{O}$ 同 意 を 得 な 11 で 自 衛

隊 又 は 合 衆 国 軍 隊 以 外  $\mathcal{O}$ 者 又 は 寸 体 に 移 転 L て は な 5 な 11

九  $\mathcal{O}$ 協 定 に 基 づ 11 7 行 わ れ る 後 方 支 援 物 品 又 は 役 務  $\mathcal{O}$ 要 請 提 供、 受 領 及 び 決 済  $\mathcal{O}$ 実 施 に

手続取極にのみ従うものとする。

+  $\mathcal{O}$ 協 定 は 日 本 玉 及 び ア メ IJ 力 合 衆 玉 に ょ ŋ そ れ ぞ れ  $\mathcal{O}$ 玉 内 法 上  $\mathcal{O}$ 手 続 に 従 0 て 承 認 さ れ な け れ ば な

5 ず、 そ  $\mathcal{O}$ 承 認 を 通 知 す る 外 交 上  $\mathcal{O}$ 公 文 が 交換 さ れ た 日 に 効 力 を 生 ず る。  $\mathcal{O}$ 協 定 は + 年 間 効 力 を 有

し、 そ  $\mathcal{O}$ 後 は 11 ず n カュ 方 0 当 事 玉 政 府 が  $\overset{\sim}{\smile}$ 0 協 定 を終 了 させる意思 を 通 告 L な 1 限 り、 順 次 そ れ 、ぞれ

十年の期間、自動的に効力を延長される。

0

11

て

は